

# 特別修繕準備金制度

## 《 所得税・法人税 》

### 1. 特例の対象

青色申告書を行っている個人又は法人が、総トン数5トン以上の漁船の定期検査を受けるための修繕費用が対象となります。

### 2. 特例の内容

総トン数5トン以上の漁船が船舶安全法の規定による定期検査を受けるための修繕費用を特別修繕準備金として積み立てた金額は、必要経費(法人の場合は損金)に算入することが認められます。

$$\text{積立限度額} = \text{特別の修繕に要した費用} \times 3/4 \times \text{事業年度の月数} / 60\text{月}$$

### 3. 特例の効果

例: 普通法人 税率 23.2%  
最近において行った特別の修繕に要した費用 500万円  
定期検査 5年ごと



<特例>

$$500\text{万円} \times 3/4 \times 12/60 = 75\text{万円} (\text{積立限度額}) \Rightarrow \text{損金へ算入}$$

積立限度額分の法人税が軽減されます。

$$75\text{万円} \times 23.2\% = \text{約17万円の効果}$$

### 4. 適用期限

なし(恒久税制)

担当部署 農林水産省水産庁水産経営課税制班  
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)6594  
(直通)03-3502-8426